



つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

将来、私が
亡くなった後の
病や障がいを抱えた
子供のことが心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪徳商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日 時：令和8年9月26日（土）午前10時～午後4時

相談会場：熊本県司法書士会（熊本市中央区大江四丁目4番34号）

【相談無料・①電話相談は予約不要・②対面③Web面談による相談は9月18日までに要予約】

①電話相談番号：096-364-0800（当日のみの番号です）

②対面による相談のご予約は、下記にお電話ください。

予約電話番号：096-364-2889（熊本県司法書士会 事務局）

③Web面談による相談（席数限定）をご希望の場合は、右のQRコードを読み取り、必要事項の入力をお願いいたします。

